

桐生市新型コロナウイルス感染症対策利子補給金のご案内

新型コロナウイルス感染症拡大によって影響を受けている事業者に対して、桐生市制度融資において、追加支援（利子補給）を実施しているところですが、この度、補給対象とする融資実行日の期限を延長します。（下線を参照）

1 対象資金

- ・小口資金（運転資金）
- ・経営安定資金（運転資金（受注、売上等減少のための資金））
※両資金ともに借換資金は対象外

2 対象者（次のいずれにも該当する場合）

- ・令和2年4月1日から令和3年2月28日までの間に融資の実行を受け、利子の支払いをしている事業者
- ・新型コロナウイルス感染症に起因して、最近1か月の売上高及び、その後2か月間を含む3か月間の売上高が、前年同期に比して5%以上減少している事業者

3 利子補給の対象となる期間

融資を受けた日から3年以内

4 利子補給額

償還1年目 全額

償還2年目及び3年目 1/2以内

※毎年、1月1日から12月31日までの期間の利子の支払いが対象

5 申込みについて

利子補給を希望される方は、対象資金による融資を受けた後、商工振興課へ申込みを行ってください。

申込みから利子補給までに流れについては、裏面を参照ください。

6 その他

詳しいことは、商工振興課にお問い合わせください。

【問い合わせ】

桐生市産業経済部商工振興課商業金融担当

TEL 0277-46-1111(内563・583)

■ 利子補給までの流れ

1. 金融機関より、融資の実行を受ける。
対象期間：令和2年4月1日から令和3年2月28日まで

2. 関係書類を揃え、市に交付認定申請する。
関係書類：
 - ・ 認定申請書（様式第1号）
 - ・ 融資の償還予定表の写し
 - ・ 売上高の減少が確認できる書類の写し申請期限：
 - ① 令和2年4月1日から令和2年9月30日に融資の実行を受けた事業者
⇒ 令和3年1月31日
 - ② 令和2年10月1日から令和2年12月31日に融資の実行を受けた事業者
⇒ 令和3年1月31日
 - ③ 令和3年1月1日から令和3年2月28日に融資の実行を受けた事業者
⇒ 令和3年3月31日

3. 市から交付認定を受ける。

4. 金融機関に償還（利子の支払い）を行う。

5. 関係書類を揃え、金融機関に支払利子証明を申請する。
申請時期：
 - ・ ①の事業者 令和3年1月中
 - ・ ②の事業者 令和3年2月中
 - ・ ③の事業者 令和4年1月中関係書類：
 - ・ 支払利子証明書（様式第4号）

6. 関係書類を揃え、市に交付申請・請求する。
申請期限：
 - ・ ①の事業者 令和3年1月31日
 - ・ ②の事業者 令和3年2月28日
 - ・ ③の事業者 令和4年1月31日関係書類：
 - ・ 交付申請書兼請求書（様式第3号）
 - ・ 支払利子証明書（様式第4号） ※金融機関に確認をもらったもの
 - ・ 利子補給金の振込先が確認できる通帳等の写し

7. 市から利子補給金が交付される。